

東野小学校 いじめ防止基本方針

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの子供にも起こりうるものであるという基本的認識の下、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

Ⅱ いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

(法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」】

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめ防止等にあたる。

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- 「いじめは、どこの学校でも、どの子にも起こりうる」
- 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) いじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- 学校・学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- 児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- いじめを早期に発見し、組織的な対応を行い、早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

Ⅲ いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

- 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づけ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行う。 ※「生徒指導委員会」の中に置く。

(2) 構成

- 校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭。協議や対応する内容に応じて柔軟に定める。

○必要に応じて、学校職員以外の専門家が加わることもある。

(3) 活動

○いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)

○いじめ防止に関すること。(いじめ防止等のための研修等)

○いじめ事案への対応に関すること。

○いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する理解を深めること。

○いじめ防止に関する研修等(必要に応じて)

③ いじめ問題への対応

(1) 未然防止

○未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。【居場所づくり】

○全ての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるよう、「わかる授業」のための授業改善を行う。【授業づくり】

○学習規律を徹底し、学習に向かう構えを定着させる。【規律の徹底】

○教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分注意する。【教師の姿勢】

○年間を通じて、計画的に社会体験や交流体験の機会を設け、友人関係、集団づくり、社会性の育成に努める。【絆づくり】

○児童自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動ができるような働きかけをする。【自己有用感】

(2) 早期発見

○早期発見の基本は、①児童のささいな変化に気づくこと ②気づいた情報を確実に共有すること ③(情報に気づき)速やかに対応すること。【気づき】

○「目撃情報、伝聞情報の放置」や「問題なしの決めつけ」をせず、学校全体で情報の共有を図る。【早期認知・早期対応】

○定期的なアンケートの実施。【実態把握】

○個人面談や生活ノートなどの活用。【対話】

○日常的・定期的な校内巡視による落書きや物隠しの発見。【兆候発見】

(3) 早期対応

○いじめを認知した場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、

- ・いじめを受けた児童とその保護者に対する支援
- ・いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○発見から組織的な対応の展開

①いじめ情報のキャッチ

最初にいじめを認知した教員等 → 学級担任 → 生徒指導担当 → 管理職

②「いじめ防止対策委員会」の招集

③対応方針の決定・役割分担

- ・情報の整理 ・対応方針（緊急度の確認）
- ・役割分担（被害児童、加害児童、周囲の児童からの事情聴取と支援、指導）
（保護者への対応、関係機関への対応）

④事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取（情報提供者の秘密を厳守）
- ・事実に基づく聴取（被害児童→周囲の児童→加害児童の順）
- ・複数の教員で確認しながら聴取するとともに、記録の徹底を図る。
- ・加害児童が被害児童に圧力をかけたり危害を加えることの防止。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう必要な措置を講じる。

⑤いじめ被害者、加害者、周囲の児童への指導

○保護者との連携

①いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として、徹底して子供を守り支援していくことを伝え、対応方針について具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子供の様子等についての情報提供を受ける。

②いじめの加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、子供を送り届けながら家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子供に事実の確認をするとともに、相手の子供の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導後の子供の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

（４）重大事態への対処

○いじめ事案が、「児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告する。

- ・教育委員会との連携
- ・被害児童に対する複数の教員による保護や情報の共有の徹底と記録の保管
- ・被害児童への緊急避難措置の検討、実施
- ・加害児童への懲戒は出席停止の検討
- ・警察への相談・通報や児童相談所との連携
- ・いじめ対策緊急保護者会の開催

（５）保護者との連携

○保護者懇談会などで、いじめ問題に対する学校の対応方針について説明するとともに、学校だよりなどで地域にも明らかにする。

○児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。

○「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを、学校だよりや参観日等での道徳の授業公開などで伝えていく。

四 いじめ防止指導計画

	項 目	時 期	
いじめ防止のため の措置	児童が主体となった活動	○異学年交流（集会活動、縦割り班活動など）の実施（自己有用感） ○学級活動での話し合い活動の実施 ○児童会活動の実施	通年 学級活動年間指導計画 通年
	教職員が主体となった活動	○学級での「居場所」づくりと全校での「絆」づくり	通年
		○校内研究授業の実施（授業力向上）	研修計画
○家庭訪問・個人面談（教育相談）等の実施		5月、10月、2月 ※2月は随時	
○保護者懇談会での学校の方針説明		4月	
○保護者懇談会での話題提供と話し合い		参観・懇談日	
	○いじめに関わる研修会の開催	5月、10月	
いじめの早期発見 の措置	○家庭訪問・個人面談（教育相談）等の実施	5月、10月、2月 ※2月は随時	
	○いじめ把握のためのアンケート調査の実施	5月、10月	
	○ほっとの実施	7月 12月	
	○職員朝会、職員会議での情報共有	通年	
	○児童の問題行動と対応状況の記録化と蓄積	通年	